

改正後

○鶴岡市文化会館設置及び管理条例

平成28年12月16日

条例第36号

別表（第9条、第11条関係）

（一部改正〔平成31年条例16号〕）

（単位：円）

区分			基本使用料			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで	午前9時から午後 10時まで
大ホー ル	入場料を徴収 しない場合又 は入場料が50 0円以下の場 合	平日	14,850	27,280	34,760	68,310
		休日 等	17,820	32,780	41,690	81,950
	入場料が500 円を超え1,00 0円以下の場 合	平日	20,900	38,280	48,620	95,590
		休日 等	25,080	45,980	58,300	114,730
	入場料が1,00 0円を超え3,0 00円以下の場 合	平日	26,840	49,170	62,590	122,980
		休日 等	32,230	58,960	75,130	147,620
	入場料が3,00 0円を超え5,0 00円以下の場 合	平日	32,780	60,060	76,450	150,260
休日 等		39,380	72,050	91,740	180,290	
入場料が5,00 0円を超える 場合	平日	38,720	71,060	90,420	177,650	
	休日 等	46,420	85,250	108,460	213,180	
小ホー ル	入場料を徴収 しない場合又 は入場料が50 0円以下の場	平日	4,840	8,800	11,220	22,000
		休日 等	5,830	10,560	13,420	26,400

合					
入場料が500円を超え1,000円以下の場合	平日	8, 1 4 0	1 4, 9 6 0	1 9, 0 3 0	3 7, 4 0 0
	休日等	9, 7 9 0	1 7, 9 3 0	2 2, 8 8 0	4 4, 8 8 0
入場料が1,000円を超える場合	平日	9, 5 7 0	1 7, 6 0 0	2 2, 4 4 0	4 4, 0 0 0
	休日等	1 1, 4 4 0	2 1, 1 2 0	2 6, 9 5 0	5 2, 8 0 0
楽屋	楽屋1	2, 3 1 0	4, 1 8 0	5, 2 8 0	1 0, 3 4 0
	楽屋2	1, 4 3 0	2, 6 4 0	3, 3 0 0	6, 4 9 0
	楽屋3	1, 4 3 0	2, 6 4 0	3, 3 0 0	6, 4 9 0
	楽屋4	1, 4 3 0	2, 6 4 0	3, 3 0 0	6, 4 9 0
	楽屋5	1, 4 3 0	2, 6 4 0	3, 3 0 0	6, 4 9 0
	楽屋6	1, 4 3 0	2, 6 4 0	3, 3 0 0	6, 4 9 0
練習室	練習室1	(1時間につき) 1, 1 8 0			
	練習室2	(1時間につき) 6 4 0			
会議室	会議室1	(1時間につき) 5 7 0			
	会議室2	(1時間につき) 1, 2 6 0			
託児室	(1時間につき) 4 2 0				
駐車場等	(1平方メートル当たり1時間につき) 5				

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費その他の名称にかかわらず、料金を徴収するものをいい、複数の料金が定められているときは、そのうちの最高の額を入場料の額とする。
- この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日をいう。
- この表において「平日」とは、休日等以外の日をいう。
- 大ホールを使用するときに、設備等（市長が別に定めるものを除く。）のいずれも使用しない場合は、基本使用料からその2分の1に相当する額を差し引くものとする。
- 大ホール又は小ホールとともに託児室を使用する場合は、託児室の使用料は無料とする。
- 大ホール又は小ホールとともに楽屋を使用する場合は、楽屋の基本使用料からその2分の1に相当する額を差し引くものとする。
- 大ホール、小ホール又は楽屋を午前、午後又は夜間のいずれかの区分により使用する場合において、当該区分の時間の前から又は後に引き続き使用する場合は、当該前又は後に使用する時間1時間につき、次の各号に掲げる使用時間帯の区分に応じ、当該各号に定める額を加算する。

- (1) 午前9時から正午まで 午前の欄に掲げる額の3分の1に相当する額
 - (2) 正午から午後5時まで 午後の欄に掲げる額の4分の1に相当する額
 - (3) 午後5時から午後10時まで 夜間の欄に掲げる額の4分の1に相当する額
- 8 前項の規定にかかわらず、大ホール、小ホール又は楽屋を午前及び午後の区分又は午後及び夜間の区分を合わせて使用する場合の当該区分の間の時間の使用料については、無料とする。
- 9 大ホール、小ホール又は楽屋を第7条第1項に規定する開館時間以外の時間に使用する場合の基本使用料は、1時間につき、次の各号に掲げる使用時間帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 午前5時から午前9時まで 全日の欄に掲げる額の11分の2に相当する額
 - (2) 午後10時から翌日の午前5時まで 全日の欄に掲げる額の11分の3に相当する額
- 10 練習室、会議室又は託児室を第7条第1項に規定する開館時間以外の時間に使用する場合の基本使用料は、1時間につき、次の各号に掲げる使用時間帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 午前5時から午前9時まで 基本使用料の2倍に相当する額
 - (2) 午後10時から翌日の午前5時まで 基本使用料の3倍に相当する額
- 11 設備等の使用料及び冷暖房料は、市長が別に定める。
- 12 使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数を1時間に切り上げる。
- 13 駐車場等の使用面積が1平方メートル未満であるとき又は1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルに切り上げる。
- 14 算定した使用料に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。